

令和8年4月1日付任用 事務員Ⅰ（食育指導専門員）募集要項

1 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（1会計年度）

再度任用の上限回数が1回以上で設定されている職は、業務が継続し勤務状況が良好であれば、公募によらず翌年度1年間再度任用されます。

2 募集職種・人員

事務員Ⅰ（食育指導専門員） 1名

3 応募資格

- (1) 各職の「必要資格等」を満たしている方。
(2) 地方公務員法第16条に該当しない方（以下、地方公務員法第16条抜粋）。※該当する方はお申し込みできません。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・帯広市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、日本国籍を有しない人は採用後において公権力を行使する業務または公の意思形成への参画に携わる職に従事することができません。

4 受付期間

令和8年1月20日（火）から採用決定まで 受付時間は午前8:45から午後5:30 ※土日祝日を除く

5 応募方法

ハローワークで受付後、紹介状と履歴書を帯広市役所8F学校教育指導課まで持参

6 勤務条件

所属課 (勤務場所)	職種	主な業務内容	募集 人数	再度任用 の上限 回数	報酬	勤務日 勤務時間/休憩時間	時間外 勤務	加入 保険	必要資格等
学校教育指導課 (市役所本庁舎)	事務員Ⅰ	・栄養教諭や栄養士、関係部署等と連携した食育の推進、調理場における献立作成等の業務や学校、関係機関などの訪問・指導等 ・市内小中学校の「食に関する指導計画」の作成にかかること。 ・市内小中学校における食育に関する各種委員会・検討委員会等のコーディネート	1名	4回	140,700円～175,500円 (学歴や経験、資格による) 支払日：当月20日	週29時間勤務 ・8:45～15:30（月～水・金曜日） ・8:45～15:45（木曜日） ※休憩60分	なし	雇用保険 健康保険 厚生年金	・普通自動車運転免許 ・パソコンの基礎的な操作（事務文書や表・グラフの作成、簡単な関数の使用等）ができること ・教員免許を持つ者

7 試験

試験日	受付時に面接時間を通知 ※試験日を指定することはできません。 ※受付から試験終了までは最大1時間を予定しています。
試験会場	会場：帯広市役所本庁舎8階教育委員会室 控室：帯広市役所本庁舎8階フロア会議室
試験内容	個人面接試験

8 採用結果通知

面接後1週間以内に採否通知を発送予定

9 その他

- (1) こちらの募集要項に掲載している内容は令和8年1月20日現在の情報です。
- (2) 今後、勤務条件等が変更となる場合があります。

10 問い合わせ先

帯広市教育委員会 学校教育指導課 (0155-65-4205)

(参考) 主な勤務条件 ※令和8年1月20日現在

期末手当 勤勉手当 (賞与)	<ul style="list-style-type: none"> 基準日に在職し、任期が6か月以上にわたる職員であり、かつ、所定労働時間及び勤務実績が週15時間30分以上の職員に対し、基準に従い支給します。 支給率は基準日時点での在職期間に応じた期間率を乗じて決定し、支給額は、「期末勤勉手当基礎額(※) × 支給率 × 期間率」によって算出します。ただし、育児休業や育児短時間勤務期間等、在職期間から除算される事由があります。 <p>(※) 報酬が月額の場合は「報酬月額」、日額の場合は「基準日以前6か月以内の実績における、基本報酬額の1月あたりの平均額」が期末勤勉手当基礎額となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6月期</th><th>12月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日</td><td>6月1日</td><td>12月1日</td></tr> <tr> <td>支給率</td><td>期末 1.25月</td><td>1.25月</td></tr> <tr> <td>勤勉</td><td>1.05月</td><td>1.05月</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期末手当 期間率</th><th>3か月未満</th><th>3か月以上5か月未満</th><th>5か月以上6か月未満</th><th>6か月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の30</td><td>100分の60</td><td>100分の80</td><td>100分の100</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※勤勉手当は、勤務実績に応じて支給率が異なります</p>		6月期	12月期	基準日	6月1日	12月1日	支給率	期末 1.25月	1.25月	勤勉	1.05月	1.05月	期末手当 期間率	3か月未満	3か月以上5か月未満	5か月以上6か月未満	6か月	100分の30	100分の60	100分の80	100分の100	
	6月期	12月期																					
基準日	6月1日	12月1日																					
支給率	期末 1.25月	1.25月																					
勤勉	1.05月	1.05月																					
期末手当 期間率	3か月未満	3か月以上5か月未満	5か月以上6か月未満	6か月																			
100分の30	100分の60	100分の80	100分の100																				
<ul style="list-style-type: none"> 基準に従い、通勤方法及び距離に応じて通勤費用を支給します。 <p>(上限：月額の場合150,000円、日額の場合7,142円)</p>																							
休日	<ul style="list-style-type: none"> 週休日（原則、土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） <p>※勤務場所や勤務形態によって異なります。詳細は別紙「募集職種一覧」の勤務日をご確認ください。</p>																						
休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>再度任用の上限回数が1回以上の職</th> <th>再度任用の上限回数が0回の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、勤続年数や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用日に付与します。 (例) 令和8年4月1日任用、週5日勤務、勤続1年目の場合：任用日に10日付与 令和8年4月1日任用、週4日勤務、勤続1年目の場合：任用日に7日付与 ※週29時間勤務の場合は10日付与 ・所定の条件を満たした場合、その他の特別休暇も取得できます（産前産後休暇、夏季休暇、子育休暇等）。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、継続した任用期間や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用期間の経過月数に応じて付与します。 (例) 週29時間、週5日勤務の場合：任用3か月目・4か月目・5か月目・6か月目に各1日、7か月目に6日付与 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※正職員、再任用の職員、任期付職員、臨時の任用職員が退職後、引き続いて会計年度任用職員として任用される際は、当該年において（退職前の1月1日に）付与された年次有給休暇と新たに会計年度任用職員として雇用される際に付与される日数とを比較し、退職前の1月1日に付与された日数より多い場合にのみ、その差分の年次有給休暇を付与します。</p>	再度任用の上限回数が1回以上の職	再度任用の上限回数が0回の職	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、勤続年数や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用日に付与します。 (例) 令和8年4月1日任用、週5日勤務、勤続1年目の場合：任用日に10日付与 令和8年4月1日任用、週4日勤務、勤続1年目の場合：任用日に7日付与 ※週29時間勤務の場合は10日付与 ・所定の条件を満たした場合、その他の特別休暇も取得できます（産前産後休暇、夏季休暇、子育休暇等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、継続した任用期間や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用期間の経過月数に応じて付与します。 (例) 週29時間、週5日勤務の場合：任用3か月目・4か月目・5か月目・6か月目に各1日、7か月目に6日付与 																		
再度任用の上限回数が1回以上の職	再度任用の上限回数が0回の職																						
<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、勤続年数や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用日に付与します。 (例) 令和8年4月1日任用、週5日勤務、勤続1年目の場合：任用日に10日付与 令和8年4月1日任用、週4日勤務、勤続1年目の場合：任用日に7日付与 ※週29時間勤務の場合は10日付与 ・所定の条件を満たした場合、その他の特別休暇も取得できます（産前産後休暇、夏季休暇、子育休暇等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、継続した任用期間や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用期間の経過月数に応じて付与します。 (例) 週29時間、週5日勤務の場合：任用3か月目・4か月目・5か月目・6か月目に各1日、7か月目に6日付与 																						
加入保険	<p>健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等</p> <p>※一部の職において、加入条件を満たさない場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入しない場合があります。</p> <p>(参考) ・健康保険・厚生年金保険加入条件</p> <p>(1) 週の所定労働時間が20時間以上 (2) 月額88,000円以上 (3) 継続して2か月を超えて雇用される見込みがあること (4) 学生ではないこと ・雇用保険加入条件 (1) 週の所定労働時間が20時間以上 (2) 31日以上雇用される見込みがあること (3) 昼間の学生ではないこと</p>																						
条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項に基づき、採用から1か月間は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります（条件付採用期間中も基本的に報酬等の勤務条件は正式採用後と同様です）。ただし、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。 <p>※再度の任用の場合も同様に条件付採用が適用されます。</p>																						

服務 <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員は、地方公務員法の服務規定が適用となり、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念」しなければなりません（地方公務員法第30条）。服務上の規定とは服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限（※）です。また、交通法規違反はもとより、職務専念義務違反等全体の奉仕者としてふさわしくない行為に対しては、免職・停職・減給・戒告の懲戒処分の対象となります。 <p>※パートタイム会計年度任用職員（週38時間45分より短い勤務時間の職員）は、原則兼業を行うことができます。ただし、以下の場合は兼業が認められませんので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業先に勤務時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合 ・兼業先との間に特別な利害関係またはその発生の恐れがあり、職務の公正さを欠く業務に従事する場合 ・兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、または不名誉となる恐れがある場合
再度の任用 <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員の任期は、1会計年度内ですが、再度任用の上限回数が1回以上の職は、業務が継続し、勤務成績が良好な場合に限り、再度任用の上限回数の範囲内で翌年度以降公募によらず再度の任用を行うことができます。 <p>※業務が継続せず、職そのものが廃止となる場合は、再度の任用はありません。</p>
その他 <ul style="list-style-type: none"> 原則、駐車場はありませんので、自家用車で通勤する場合は各自で確保してください（一部施設は駐車場あり）。 退職手当は支給されません。ただし、フルタイム勤務（週38時間45分勤務）の職種については、一定の基準を満たした場合、支給されます。

(例) 令和8年4月1日付で再度任用の上限回数4回の職に任用された場合

